

令和 4 年 6 月 24 日

第 4 回南知多町議会定例会会議録

1 議 事 日 程

6月24日（最終日）

- 日程第1 報告第4号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定及び和解について（南知多町立内海中学校敷地内における車両損傷事故））
- 日程第2 議案第35号 南知多町立学校設置条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について
- 日程第3 議案第36号 南知多町税条例等の一部を改正する条例について
- 日程第4 議案第37号 令和4年度南知多町一般会計補正予算（第3号）
- 日程第5 議案第38号 令和4年度南知多町水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第6 請願第2号 「消費税率5%への引き下げと大企業や富裕層への適正な課税、インボイス制度の中止を求める意見書」の提出を求める請願
- 日程第7 閉会中の継続審査（調査）について

2 会議に付した事件

日程第1から日程第7までの各事件

追加日程第1 議案第39号 教育委員会委員の任命同意について

3 議員の出欠席状況

出席議員（12名）

1番	森	宏	子	2番	山	本	優	作	
3番	鈴	木	浩	二	4番	片	山	陽	市
5番	小	嶋	完	作	6番	内	田	保	
7番	石	垣	菊	蔵	8番	服	部	光	男
9番	藤	井	満	久	10番	吉	原	一	治
11番	榎	戸	陵	友	12番	石	黒	充	明

欠席議員（なし）

4 説明のため出席した者の職・氏名

町	長	石	黒	和	彦	副	町	長	中	川	昌	一			
総	務	部	長	高	田	順	平	総	務	課	長	坂	口	増	和

防災危機管理室長	石 黒 俊 光	税 務 課 長	内 田 純 慈
企画財政課長	滝 本 功	まちづくり推進室長	山 本 剛 資
建設経済部長	滝 本 恭 史	建 設 課 長	山 本 剛
産業振興課長	奥 川 広 康	水 道 課 長	坂 本 有 二
厚生部長	大 岩 幹 治	住 民 福 祉 課 長 兼 保 険 年 金 室 長	山 下 忠 仁
健康介護課長	田 中 直 之	健 康 子 育 て 室 長	相 川 和 英
環境課長	富 田 和 彦	教 育 長	高 橋 篤
教育部長	鈴 木 淳 二	学 校 教 育 課 長	鈴 木 和 芳
社会教育課長	森 崇 史	学 校 給 食 セ ン タ ー 所 長	宮 地 利 佳
会計管理者 兼 会 計 課 長	山 本 有 里		

5 職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長 大久保 美 保 主 査 小 坂 有 一

[開議 9時30分]

○議長（石垣菊蔵君）

皆さん、おはようございます。

去る6月14日の本会議におきまして、各委員会に付託されました重要案件につきましては、慎重審査をいただき、誠に御苦労さまでございます。また、第26回参議院議員通常選挙もスタートしております。それぞれの立場で御多忙のことと思いますので、本日、最終日の議会、よろしく願いをいたします。

それでは、ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程に従い、議案の審議を逐次行ってまいりますので、よろしく願いをいたします。ここで、発言をする方に申し上げます。

新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点からマスクの着用をお願いしておりましたが、発言時に限りマスクを外し、発言をお願いいたします。

日程第1 報告第4号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定及び和解について（南知多町立内海中学校敷地内における車両損傷事故））

○議長（石垣菊蔵君）

日程第1、報告第4号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定及び和解について（南知多町立内海中学校敷地内における車両損傷事故））の件を議題といたします。報告を求めます。

教育部長。

○教育部長（鈴木淳二君）

それでは、報告第4号 専決処分の報告について御説明を申し上げます。

データの3ページ、専決第5号を御覧ください。

損害賠償の額の決定及び和解について。

南知多町立内海中学校敷地内で発生した車両損傷事故について、損害賠償の額を決定し和解をするため、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、令和4年6月10日付で専決処分を行いましたので、御報告いたします。

その内容は、1. 相手方は記載のとおりです。

2. 事故の概要ですが、令和4年5月24日午後2時30分頃、職員が南知多町立内海中学校敷地内の畑を草刈り機で草刈り作業中、飛び石が畑前に駐車してあった相手方の車両のリアガラスに当たり、破損させたものです。

3. 損害賠償の額及び和解の内容ですが、損害賠償の額は8万9,100円で、相手方に対し、事故に係る車両の修理代等として、この損害賠償の額を支払うことで示談が成立しております。

以上で報告を終わります。

○議長（石垣菊蔵君）

これをもって報告を終わります。

日程第2 議案第35号 南知多町立学校設置条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について

○議長（石垣菊蔵君）

日程第2、議案第35号 南知多町立学校設置条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

本件に関し、文教厚生委員長の報告を求めます。

片山文教厚生委員長。

○文教厚生委員長（片山陽市君）

ただいま上程されました議案第35号に対する当委員会の審査の経過並びに結果について、御報告申し上げます。

当委員会は、去る14日、全委員の出席の下に委員会を開催し、議案の審査をいたしました。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

質疑された主なものの概要を申し上げます。

質疑としまして、学校名を選定するまでの手順はどのようなだったのか。答弁としまして、第1回中学校再編委員会において候補名の選定を行い、意見聴取をした結果、特に意見がなかったため、第2回中学校再編委員会にて校名候補の決定を行い、4月の定例教育委員会にて議決、承認を得ました。

次の質疑としまして、ほかの校名案は出なかったのか。答弁としまして、特にありませんでした。

慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（石垣菊蔵君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

通告がございませんので、討論を終結いたします。

これより議案第35号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第36号 南知多町税条例等の一部を改正する条例について

○議長（石垣菊蔵君）

日程第3、議案第36号 南知多町税条例等の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

本件に関し、総務建設委員長の報告を求めます。

山本総務建設委員長。

○総務建設委員長（山本優作君）

ただいま上程されました議案第36号に対する当委員会の審査の経過並びに結果について、御報告申し上げます。

当委員会は、去る21日、全委員の出席の下に委員会を開催し、本議案の審査をいたしました。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

主な質疑もなく、慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（石垣菊蔵君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

通告がございませんので、討論を終結いたします。

これより議案第36号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第37号 令和4年度南知多町一般会計補正予算（第3号）

○議長（石垣菊蔵君）

日程第4、議案第37号 令和4年度南知多町一般会計補正予算（第3号）の件を議題といたします。

本件に関し、各委員長の報告を求めます。

片山文教厚生委員長。

○文教厚生委員長（片山陽市君）

ただいま上程されました議案第37号のうち、当委員会に付託されました所管事項の審査の経過並びに結果について、御報告申し上げます。

まず、順次各課、室ごと、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

質疑された主なものの概要を申し上げます。

社会教育課関係について。

質疑としまして、更新するトレーニング機材のサーキットステーションは、現在ある器具と同じものか。答弁としまして、現在の6種類から8種類の器具に更新します。

次の質疑としまして、現在ある器具を併用しながら新しい器具にしていくのか。答弁としまして、現在ある器具は老朽化のため撤去し、新しい器具を設置します。

学校教育課関係について。

質疑としまして、コンピューター機器撤去・運搬業務委託料について、パソコンの撤去業者は決定しているのか。答弁としまして、現在数社に見積り徴収をしており、その中から選定する予定です。

次の質疑としまして、パソコン撤去後のコンピューター室はどのように活用するのか。答弁としまして、内海中学校については統合のため特別教室に改修し、他の中学校においては会議室として利用する予定です。

学校給食センター関係について。

質疑としまして、売却するに当たり汚水処理施設及び灯油地下タンクの清掃は必要なのか。答弁としまして、汚水処理施設の汚泥については産業廃棄物になるため、売却する前に町が清掃を行い適正に処理をする必要があります。また、灯油地下タンクについては危険物施設の廃止を行うため、消防署の指示により清掃を行い、砂を充填する必要があります。

次の質疑としまして、愛知用水施設に係る土地を購入する理由は何か。答弁としまして、旧学校給食センターの敷地内に愛知用水名義の土地が一部あり、それを南知多町の名義にしてから買受者に売却するためです。

健康子育て室関係について。

質疑としまして、民間保育所運営費補助金とは何か。答弁としまして、篠島保育園の賄材料費について、物価上昇分を補助するものです。

次の質疑としまして、給食費無償化事業で対象人数の内訳はどうなっているか。答弁としまして、副食費として公立保育所の3歳以上児が140人、どんぐり園利用者が5人、予備として2人を見込んでいます。篠島保育園については、3歳以上児が23人、予備として2人を見込んでいます。

慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（石垣菊蔵君）

続いて、山本総務建設委員長。

○総務建設委員長（山本優作君）

ただいま上程されました議案第37号のうち、当委員会に付託されました所管事項の審査の経過並びに結果について、御報告申し上げます。

まず、順次各課、室ごと、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

質疑された主なものの概要を申し上げます。

産業振興課関係について。

質疑としまして、地域の稼げる看板商品創出事業として崎っぼ料理を看板にする具体的な内容は何か。答弁としまして、アフターコロナを見据えたインバウンド観光につながる観光資源を活用したコンテンツの造成や開発した商品のプロモーションを実施し、100年愛される崎っぼ料理の創出を目指すものです。

次の質疑としまして、委託料の歳出と歳入の差は何か。答弁としまして、170万円の差につきましては、総事業費770万円のうち、補助金として税抜きの500万円までは定額の10分の10、500万円を超える部分は2分の1の補助率となっているためです。

総務課関係について。

質疑としまして、備品を購入することで、オンライン会議は何人まで接続可能か。答弁としまして、会議室1か所当たり最大8名程度です。

まちづくり推進室関係について。

質疑としまして、今年度のコミュニティ助成事業は2件採択されたが、毎年同じ件数か。答弁としまして、必ず同数ではありませんが、町としては毎年2件の申請を行っています。

慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（石垣菊蔵君）

ただいまの各委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

通告がございませんので、討論を終結いたします。

これより議案第37号の件を採決いたします。

本件に対する各委員長の報告は、可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第38号 令和4年度南知多町水道事業会計補正予算(第1号)

○議長(石垣菊蔵君)

日程第5、議案第38号 令和4年度南知多町水道事業会計補正予算(第1号)の件を議題といたします。

本件に関し、総務建設委員長の報告を求めます。

山本総務建設委員長。

○総務建設委員長(山本優作君)

ただいま上程されました議案第38号に対する当委員会の審査の経過並びに結果について、御報告申し上げます。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

主な質疑もなく、慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長(石垣菊蔵君)

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

通告がございませんので、討論を終結いたします。

これより議案第38号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

お諮りします。議案第39号 教育委員会委員の任命同意についての議案が提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第1とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。この議案を追加し、追加日程第1とすることに決定しました。議案のデータをタブレット端末に送りますので、それでは議案のお目通しをお願いいたします。

ここで暫時休憩いたします。再開は9時50分といたします。よろしくをお願いいたします。

[休憩 9時45分]

[再開 9時50分]

○議長（石垣菊蔵君）

休憩を解きまして、本会議を再開いたします。

追加日程第1 議案第39号 教育委員会委員の任命同意について

○議長（石垣菊蔵君）

追加日程第1、議案第39号 教育委員会委員の任命同意についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（石黒和彦君）

それでは、議案第39号 教育委員会委員の任命同意につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

次のページをお開きください。

教育委員会委員の5名のうち、大字内海の日比淳子さんが令和4年4月30日をもって辞職されました。つきましては、日比淳子さんの後任として内田美里さんを任命したいと存じます。

内田美里さんは、人格・識見ともに優れ、教育に関する経験も豊かでありますので、地方教育行政及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき、議会の同意をお願いするものでございます。

内田美里さんは、地元にて長く子どもたちにピアノを教えておられ、また平成24年から現在まで、南知多町文化協会の理事として長く南知多町の文化芸術の向上に貢献され

ておられます。

なお、内田美里さんの任期は、令和4年7月1日から日比淳子さんの残任期間でございます令和6年7月14日まででございます。

以上で提案理由の説明を終わります。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（石垣菊蔵君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

通告がございませんので、討論を終結いたします。

これより議案第39号の件を採決いたします。

本件は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり同意されました。

日程第6 請願第2号 「消費税率5%への引き下げと大企業や富裕層への適正な課税、インボイス制度の中止を求める意見書」の提出を求める請願

○議長（石垣菊蔵君）

日程第6、請願第2号 「消費税率5%への引き下げと大企業や富裕層への適正な課税、インボイス制度の中止を求める意見書」の提出を求める請願の件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

山本総務建設委員長。

○総務建設委員長（山本優作君）

ただいま上程されました請願第2号に対する当委員会の審査の経過並びに結果について、御報告申し上げます。

各委員に意見を求めましたが、主な意見もなく、慎重審査の上、採決の結果、賛成なしでありました。よって、本請願は不採択すべきものと決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（石垣菊蔵君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

内田保議員から賛成討論の通告があります。

討論の発言を許可します。

（「議長」と呼ぶ者あり）

6番、内田議員。

○6番（内田 保君）

それでは、請願第2号「消費税率5%への引き下げと大企業や富裕層への適正な課税、インボイス制度の中止を求める意見書」の提出を求める請願に対して、賛成の立場から討論いたします。

新型コロナウイルス感染症の拡大から2年以上が経過する中、いまだ終息のめどが立っておりません。女性や学生、低所得者など社会的に弱い立場にある人の生活と地域で商売をして雇用・経済を支えている中小零細事業者の経営を直撃しております。また、ロシア侵攻とアベノミクスの金融緩和の失政による円安は、一部の輸出大企業を潤すもの、一方で輸入品の物価高騰や生活必需品高騰を招いております。消費者物価指数が賃上げ率を上回り実質的な賃下げを引き起こしております。賃金はこの20年間ほとんど上がっておりません。

自公政権は軍事費をGDP2%、11兆円への規模へ倍増しようとしています。その財源を示しておりません。岸田首相が消費税減税を拒否し、国の財政制度審議会が消費税増税を求める権利を取りまとめるなど、インボイス制度実施後の国政選挙のない時期に消費税引上げが行われる可能性が高まっております。2019年10月に10%に引き上げられた消費税が国民と日本経済に重くのしかかっております。消費税は低所得者ほど負担の重い逆進性の強い税制です。現在、世界ではコロナ禍を理由とした付加価値税の減税を91以上の国・地域が消費税減税に踏み出しております。韓国も中国もあります。日本はできないはずがありません。消費税を引き下げることが出来る最善の公

平な経済対策です。限定的な実施の声を踏まえても実施すべきです。

一方で、資本金10億円以上の大企業は、庶民には続いている福島復興特別減税がいち早く廃止され、最大28%あったものを23.2%に法人税減税がされております。巨額の利益を蓄積させてきました。特に2012年から2020年にかけて内部留保は130兆円も増え、消費税導入から466兆円にも上っております。未曾有のコロナ禍の下でも、この1年間でも17兆円も積み増しております。コロナ禍でも過去最大の営業利益を上げたトヨタの内部留保は27兆円です。

また、金融資産保有額が1億円以上の富裕層は132.7万世帯と増加しており、格差が一層拡大しております。1億円以上の富裕層が所得税が減っていくという不公平な課税の仕組みを、政治をただす必要があります。大企業や富裕層への適正な課税によって再分配機能を強化する必要があります。大企業は減税されて、何も使わないで眠らされている内部留保金100兆円に2%課税をかければ年2兆円が生まれ、5年間で10兆円を庶民に戻すことができます。そのお金を社会保障、教育の無償化、最低賃金1,500円に引上げに使うことができます。

また、株の分離課税20%を原則総合課税に切り替えて富裕層への負担を増やし、累進課税による公平な課税の実現することも必要です。

2023年10月からはインボイス制度（適格請求書等保存方式）が実施されようとしております。インボイス制度は免税業者を課税業者に仕立て上げ、税率を上げずに新たな消費税収を国民から絞り取る増税策です。国会の質問で、シルバー人材センターの会員がインボイスを発行しない場合、全国のセンターが負担する消費税額が200億円、1センター当たり1,500万円も増えることが明らかになっております。

免税業者を取引から排除しかねないインボイス制度は、業者間の取引慣行を壊し、免税制度を実質的に廃止するものです。仕入れも経費に含まれる消費税を価格や単価に転嫁ができなければ、中小零細企業やベンチャーやフリーランスも育ちません。地域経済が疲弊する中で中小零細事業者は、事業継続や雇用維持に必死の努力を続けております。インボイス制度に対応できる状況ではありません。多くの中小企業団体や税理士団体も凍結、延期、見直しを訴え、現状での実施を踏み切ることに懸念の声を上げております。

以上から、今の経済状況を救うために請願者が要求する、1. 消費税率を5%に引き下げるとともに大企業や富裕層への適正な課税を行うこと、2. 消費税のインボイス制度は実施を中止すること、この当たり前の2点の意見書の採択は、全ての国民の生活と

暮らしやインボイスの影響で1,000万者と言われる中小零細、個人事業主の方々の営業と暮らしを守るためにもぜひ必要なものです。ぜひ議員各位におかれましては、賛同をお願いして賛成討論を終わります。以上です。

○議長（石垣菊蔵君）

次に、反対の討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって討論を終了いたします。

これより請願第2号の件を起立により採決いたします。

本件に対する委員長報告は、不採択であります。本件を採択することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立少数であります。よって、本件は不採択とすることに決定しました。

日程第7 閉会中の継続審査（調査）について

○議長（石垣菊蔵君）

日程第7、閉会中の継続審査（調査）についての件を議題といたします。

各常任委員長、各特別委員長、議会運営委員長から、所管事項について閉会中の継続審査（調査）の申出がありました。

お諮りいたします。各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査（調査）とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査（調査）とすることに決定いたしました。

○議長（石垣菊蔵君）

以上をもって、本定例会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

これにて令和4年第4回南知多町議会定例会を閉会いたします。皆様、どうも御苦労さまでした。

〔 閉会 10時00分 〕

上記会議の経過は、議会事務局長の記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

議 長 石 垣 菊 蔵

署 名 議 員 藤 井 満 久

署 名 議 員 吉 原 一 治